2018 年 10 月 5 日 №6

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

集中豪雨、巨大台風、そして巨大台風の直後には北海道で震度７の大地震が起こりました。東日本大震災・熊本地震の傷がまだ癒えていないのに、またしても日本列島は天変地異に襲われました。犠牲になられた方には心からお悔やみ申し上げます。

北海道の泊原発が稼働していなかったのは幸いでした。それでも、北海道の電力供給の６割を１ヶ所の発電所に集中していた事実に驚愕した人は少なくないでしょう。北海道全域がブラックアウトし、泊原発は外部電源を喪失しました。使用済み燃料プールの冷却のためにディーゼル自家発電がもったから良かったものの、「もし稼働中だったら」「もし電源復活が遅れたら」大変なことになったでしょう。原発をなくし、再生可能エネルギーにシフトすることの重要性と必要性を、改めて思い知りました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【報告】7/2 弁論更新、ポイントをおさらいしよう！高浜１・２号機第８回＋美浜３号機第６回口頭弁論

――――――――――――――――――――――――――――■

名古屋地裁で行政裁判を担当する民事９部は４月に裁判官が大きく入れ替わり、当訴訟は裁判長と左陪席裁判官が交代して、角谷昌毅裁判長、右陪席：佐藤政達裁判官（留任）、左陪席：後藤隆大裁判官となりました。

裁判官が交代すると「弁論更新」と言って、当事者がこれまでの口頭弁論の結果を陳述。今回、初めて法廷のモニターでのスライド上映も認められました！私たち傍聴者も、初めてモニターを見ながら、今までの主張をおさらいすることができました。

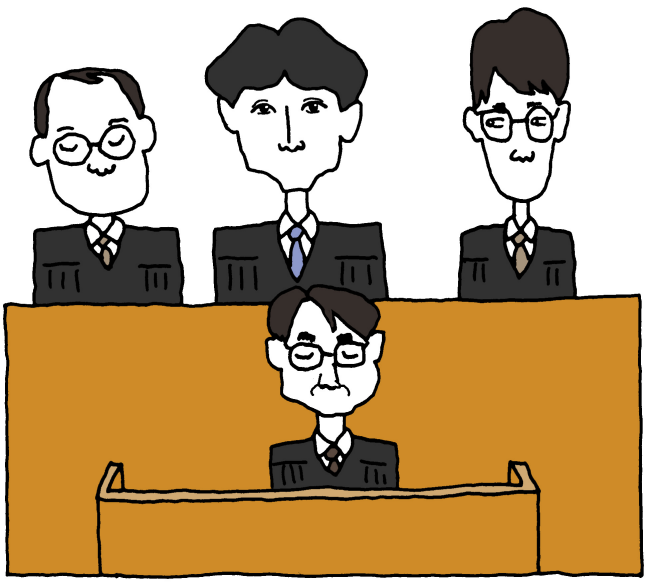

«原発被害の特異性»

午前の高浜１.２号機法廷では、まず、新人の井上功務弁護士が「被害の特異性と原発の恐ろしさ」について弁論更新しました。

原発は、失敗を繰り返しながら安全性を向上させるということができない技術であり、計算や理論に頼る大きな不確実性があります。それなのに、いったん事故が起こると被害は不可逆的で甚大で、コミュニティ全体が破壊されます。すでに、福島県の甲状腺検査で甲状腺がんが多く見つかっています。原子力防災を一般防災と同列に論じてはいけないのです。他の科学技術と質的に全く違うのでそれに合う司法判断をと求めました。

«司法審査の在り方について»

次に、中野宏典弁護士が弁論更新で確認したのは、福島原発事故のあと 2012 年の原発関連法の改正により、（１）上述した原発被害の特異性を司法審査の大前提としなければならなくなったこと、（２）炉規法*の趣旨を厳格に解釈しなければならなくなったこと、（３）立証責任は被告の国にあること、（４）原発のリスクをどこまで受け入れるかは社会が決めること、つまり司法が積極的に判断すべきこと、（５）科学は、支配的・通説的見解だけではなく新しい知見も考慮すべきことなど。

(*炉規法＝核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律＝原子炉等規制法)

（１）福島原発事故前は、原発の安全性確保に関して留意すべき、行政と司法のあり方を示したものとして、伊方最高裁判決が広く知られていましたが、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため」と言いつつも十分に考慮されていませんでした。

しかし福島原発事故の教訓を踏まえて原子炉等規制法が改正されたことから、法の趣旨を厳格に解釈し、もし安全に問題があれば原発を動かしてはならないと読むべきだと主張しました。例えば、火山の巨大噴火リスクは社会が容認しているなどとする考え方は、炉規法に明確に違反した考え方です。

（２）また、伊方最高裁判決が立証責任を事実上転換させたものであることは原審である控訴審判決を読めば明らかであり、被告の立証が成功したかどうかで判断すべきとしました（つまり、被告が規制基準が不合理でないことや基準適合性判断に間違いや見落としがないことを立証できなければ原告の勝ち）。

（３）さらに、原発にどのようなリスクがどの程度あるかを科学が説明するとしても、それを受け入れるかどうかは社会が決めることであり、司法が積極的に判断しなければならないと訴えました。経済活動より人格権を優先させた樋口判決がその例です。

（４）また、科学の判断は支配的・通説的見解だけではなく、新しい知見も考慮しなければ、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法の趣旨を達成することはできません。実際に、福島原発事故の損害賠償請求訴訟の各地の判決では、原発には極めて高い安全性が求められるとし、新しい知見も検討対象とすべき場合があるとされています。原発の運転差し止め裁判でも同様の考え方をすべきです。

（５）最後は、原発訴訟の判決で裁判所がよく持ち出す「社会通念」についてです。世論調査結果を見ると、「安全だから稼働すべき」という人の割合は極めて少なく、「安全でないから稼働すべきではない」という人が圧倒的に多いのです。8 割の人が、新しい規制基準でも避難しなければならないような事故が起こる恐れがあると考えています。これまでの訴訟で裁判所は「どんなに必要でも安全を下げることは許されない」と判断し続けてきたのだから、大多数の国民が「安全に不安がある」と認識しているなら、どんなに原発が必要でも止めるべきと主張しました。

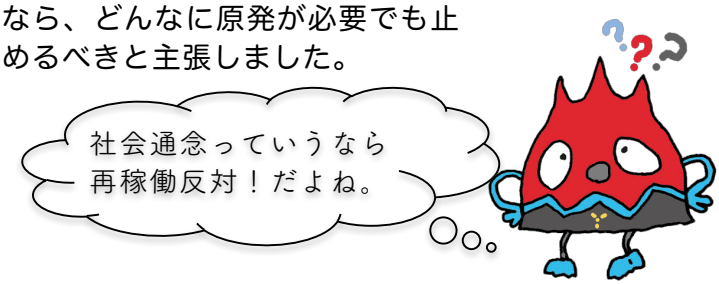

«放射性廃棄物の審査をしていない？！»

この後は伊神喜弘弁護士から、新たに提出した準備書面の放射性廃棄物の審査が不存在で違法であるという問題を説明しました。伊方最高裁判決は段階的規制論をとり、原子炉設置許可の段階の安全審査においては、原子炉施設の安全性に関わる事項の全てを対象とせず、その基本設計の安全性についてのみを対象とするとしたのですが、判決当時とは事情が大きく異なっています。

高速増殖炉もんじゅの廃炉が認可され、六ヶ所再処理工場は 20 年以上稼働できず竣工がさらに 2021 年に延期されて国策としての核燃料サイクルが破綻していること、高レベル放射性廃棄物の最終処分の目処が全く立っていないこと、一方で福島原発事故で明らかになった使用済み燃料の危険性がある中、各原発の使用済み燃料プールはいっぱいで保管限度を超える状況であることから、高レベル放射性廃棄物・使用済み燃料の処分について審査すべきだと主張しました。

原子力規制委員会の任務が「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため」とされていることからも職務権限に含まれることは明らかだとしました。

そして最後に、段階的規制論は原子力行政における無責任体制を容認することになるとして、政治学者の丸山眞男が指摘するように誰も責任を取らない壮大な無責任体制のなかで戦争への道を一歩一歩あゆみ、第二次世界大戦に突入し最後は広島と長崎に原子爆弾を投下されるなどして日本を廃墟とした歴史を私たちは改めて思い出す必要があると訴えました。

角谷裁判長は手元の資料に視線を向ける以外は、陳述する代理人をまっすぐ見て聞いていました。最後の今後の予定の確認でも、提出される書面が大部のため裁判所が読む時間を欲しいので、通常は１週間前の提出となっているのをさらに早めてほしいと要望するなど、意欲を感じられました。

«老朽化問題»

午後の美浜３号法廷では、（１）小島寛司弁護士が老朽化問題の総論、（２）小嶋啓弁護士が中性子照射脆化、（３）谷次郎弁護士がケーブル老朽化問題を弁論更新しました。

（１）まず、小島寛司弁護士は、経年劣化と型式の旧さによる危険や管理が難しい原発特有の問題を指摘しました。原発には点検できないところ、交換できないところがあること、プラントによる違いが多いこと、被曝労働があること、さらに、40 年も経つと技術者が退職して設計者の意図が十分理解されない状況になることがあります。たとえば、福島原発事故の時、電源の要らない非常用復水器（IC：アイソレーションコンデンサー）の機能を十分理解していた人は現場から本店、政府まで誰もいなかったのです。

（２）次に小嶋啓司弁護士が、最も重要な問題の一つであるとして中性子照射脆化の問題について確認

しました。低合金鋼の原子炉圧力容器が中性子が当たって脆く（もろく）なるだけでなく、その内張に溶接してあるステンレス鋼の下にひび割れが起きるアンダー・クラッド・クラッキング(UCC:Under-Clad Clacking)という問題を指摘しました。これは 1975 年に認識されたので、それ以前に造られた高浜１、２号機と美浜３号機は UCC 対策がされていない危険があります。事故時に炉内に冷却水を注入すると加圧熱衝撃が起こり、圧力容器が破損する恐れがあります。他にも、脆化予測の基礎である反応速度式が誤っていることや、亀裂に対する材料の強さ（破壊靭性値）と亀裂を進展させる力（応力拡大係数）の評価も過小評価であると指摘しました。

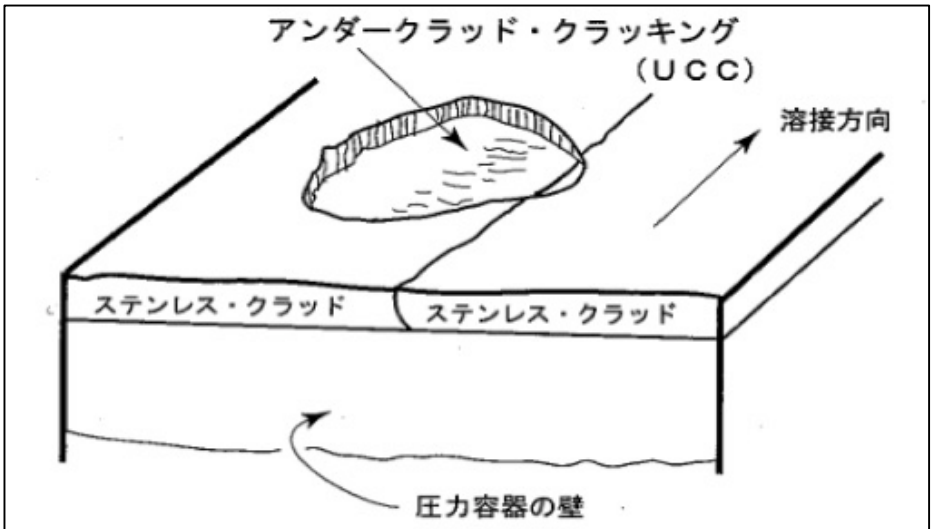

図 3.2　アンダークラッド・クラッキング(UCC)
1970 年にヨーロッパで最初に発見された。ステンレスのクラッドを剥いだら無数のクラック（ひび割れ）が見つかった。

甲Ｅ３４・「老朽化する原発」田中三郎著
『３　高経年化対策という虚構』６９頁より

（３）次に、谷次郎弁護士がケーブル問題を解説しました。内容は、後述の「【toold カフェ第４回】老朽原発のケーブルが危ない！By 谷次郎弁護士」をご覧ください。

≪火山審査問題≫

続いて兼村知孝弁護士が、火山審査について下記のような問題点を指摘し、処分の違法性は明らかだと訴えました。

・関西電力は降灰を 10cm と想定しているが、１日 5cm の降灰だけでも道路は通行不能になり、除灰もできない状態になるので、可搬式ディーゼル発電機は使い物にならない。1 cm の降灰で停電は起こるので外部電源は失われると考えるべき。

・火山影響評価ガイドは火山学者の参加がなく作られ、巨大噴火は起こらないもの、起こるとしても相当前に予知でき対応できるとする不合理なもので、火山学者から批判を浴びた。

・川内原発福岡高裁宮崎支部決定も火山噴火の時期や規模が相当前に的確に予測できることを前提としているのは不合理だとしている。

・高浜・美浜で問題となる大山の噴火については、山元孝広氏の再検討（2017）により、噴火履歴の修正、降灰の層厚の過小評価が指摘されている。風向きを考慮すれば美浜で 50cm を超えることになるが、他の電力会社でも考慮している風向きの不確実性を関西電力は考慮していない。

・火山灰の大気中濃度の過小評価は原子力規制委員会も認めた通りで、美浜原発で想定される火山灰の濃度は、電事連提出資料でも非常用ディーゼル発電機の吸気フィルターの限界濃度を超えてしまっている。

傍聴席には 10 名くらい関電社員とみられる人がいましたが、中にはすっかり寝てしまった人も。働きすぎでお疲れなのでしょうか。

≪新聞記事の準備書面陳述≫

この後、北村栄弁護士の原発問題の新聞記事の紹介に入る前に、新聞記事の説明を短くするので、火山の今後の主張について３、４分補充をしたいと申し出たのですが、被告から裁判官の心証に影響すると異議が出て、３人の裁判官が一旦退席して合議を行いました。その上で、予定外のことはしない、今後の進行協議で機会を設けると言い渡されました。

この間の新聞記事について、北村弁護士が下記のことを説明しました。四国電力が 2022 年に 40 年を迎える伊方原発２号機を廃炉にる方針を固めたこと、世論調査によると新規制基準に合格した原発でも事故は起きないと考える人はわずか５％だったこと、大飯原発再稼働に小浜市の５km 圏の住民では賛成より反対が上回っていて廃炉を望んでいる住民は 87.7%にも上ること、玄海原発３号機の配管蒸気漏れは配管の腐食によるものだったが九州電力が配管の寿命を約 47 年と誤った判断をしたことに原因があること、チェルノブイリ原発事故から 32 年も経っているのにさらに核燃料除去まで 500 年以上かかることがわかったこと、福島原発事故の損害賠償請求訴訟では自主避難にも合理性があると認め、ふるさと喪失慰謝料も認められたことなど。

そして、電力は足りているので原発の必要性はない一方、原発事故はいつ起こるともわからない、特に老朽原発は危険、いま止めないと次は日本が壊滅することになる、裁判官にはそれを未然に防ぐ力が

あるとしてその役割を果たすよう強く求めました。思わず傍聴席から拍手も起きましたが、今回はやめてくださいとは言われませんでした。

★準備書面や弁論更新の説明に使用したスライドはホームページの「訴訟資料」に、報告集会などの動画もホームページの「映像記録」からご覧いただけます。インスタグラムにも写真とご報告を掲載しています。

当日配布資料の印刷が不鮮明であったこと、また、手違いで配布資料に火山問題のスライドが入らず誠に申し訳ありませんでした。

準備書面をホームページでご覧になれない方は市民の会事務局までご連絡ください。お送りいたします。

□――――――――――――――――――――――――――

【toold カフェ】第 4 回開催しました
老朽原発のケーブルが危ない！By 谷次郎弁護士

――――――――――――――――――――――――――■

弁護団の谷次郎弁護士は、3 月 22 日の高浜 1.2 号第 7 回口頭弁論で老朽原発の電気ケーブルの問題を弁論したあと、5 月 17 日に TOOLD カフェ（ミニ学習会）第 4 回のためにわざわざ大阪から来てくれました。そして、7 月 2 日期日にもこの問題の弁論更新をしました。再々度おさらいすると下記の通りです。

原発のケーブルは高温、高湿、高放射線の環境におかれているので通常でも劣化します。
それが、LOCA（冷却材喪失事故）が起こった場合には、高温高圧の水が蒸気の形で噴出して蒸し焼きのスチームオーブン状態になるので、ケーブルの性能は著しく落ちてしまいます。そのため普段から相当に高い水準で劣化管理をしておく必要があります。

まだまだあります。難燃ケーブルを使わないといけないところ、非難燃ケーブルを防火シートでくるむ対策です。こんなものが難燃ケーブルと同等の性能とはとても思えません！

また、絶縁低下したかどうかの基準として、関係ない数値・ケーブルの破断時の伸びを使う問題もあります。百歩譲って破断時の伸びを基準にするとしても、10cm のケーブルが 13cm に伸びたら切れるような劣化まで許すのはいかがなものでしょうか。7 月 2 日の期日には、谷弁護士は巻き尺を使って示しました。

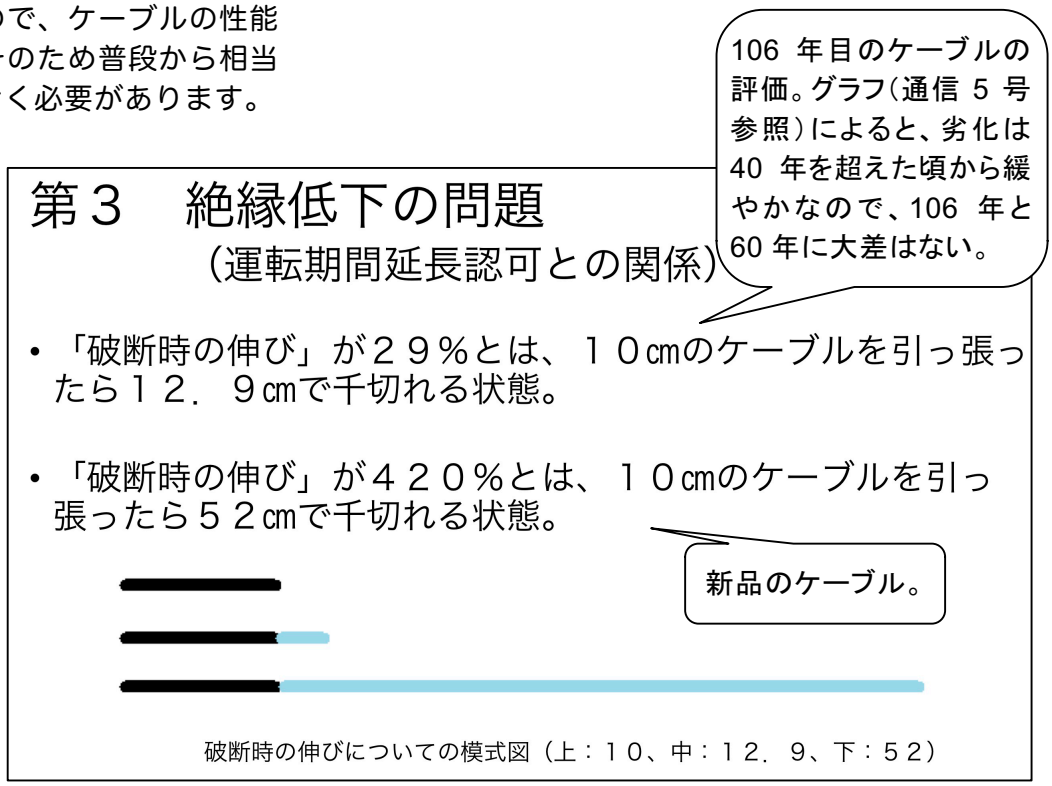

□――――――――――――――――――――――――――

【愛知サマーセミナー】あの時ボクらは小学生だった
「日本と原発」上映会＋トーク行いました

――――――――――――――――――――――――――■

7 月 14 日-15 日に椙山大学・中高校で開催された「愛知サマーセミナー」で、当市民の会事務局スタッフの有志で作る「おんぼろ原発やめよう会」として講座を開きました。

愛知サマーセミナーは、私立高校の教職員・父兄・高校生が中心に企画し、20 年以上続いている地域市民と学校が結びついた市民参加型セミナーです。

2011 年に福島原発事故が起こったとき、今の高校生は小学生だったことから、もう一度この事故を振り返ろうと「あの時ボクらは小学生だった一福島原発事故」と銘打ちました。

河合弘之弁護士が 3 作の映画を監督していますが、1 作目の「日本と原発」の 30 分版を一緒に鑑賞しました。

そのあと、私たちの弁護団で最年少の渡部貴志弁護士に講師をしてもらいました。彼は当時大学 1 年だったとのことで、あの時何を思ったか、その後どうように裁判に関わるようになったかなどを話してくれました。高校生数名を含む 20 人ほどの参加者と一緒に、原発をなくすためにどうすればいいかなどを話し合いました。

□――――――――――――――――――――――――――――

【丸 2 年】6/20 高浜 1・2 号機延長認可から 2 年たちました
　　名駅街宣は雨で中止になりましたが

――――――――――――――――――――――――――――■

高浜 1・2 号機の延長認可が下りたのは、2016 年 6 月 20 日でした。福井のグループからの報告では、すでに現地では再稼働に向けて工事が進んでいるとのこと。昨年 1 月には、格納容器の補強工事を行っていた作業中のクレーンの倒壊事故もありましたが、来年 10 月以降の再稼動予定は変わっていません。11 月 16 日に認可された美浜 3 号機の再稼動も 2020 年 2 月中旬に計画されています。

市民の会としては、6 月 20 日に名駅前で街頭宣伝を予定していましたが、雨のために中止になってしまいました。しかし、何としても、私たちの裁判に勝利して老朽原発を廃炉にしましょう！

□――――――――――――――――――――――――――――

【朗読劇】中村敦夫さん「線量計が鳴る」満員御礼

――――――――――――――――――――――――――――■

8 月 24 日、名古屋市の昭和小劇場にて俳優の中村敦夫さんによる朗読劇「線量計が鳴る」が「子どもたちに安心な未来を手渡す会」の主催で開かれました。私たち市民の会もこれに賛同して、会場ロビーにブースを出しました。デンジャラスくんも一緒に、チラシの配布・グッズの販売を行いました。

「線量計が鳴る」は、中村敦夫さん（78 歳）が自ら脚本を書いて演じる一人芝居で、福島県双葉町で生まれ東京電力福島第 1 原発で配管技師として働いた男の物語です。満員の 300 人の観客は、事故当時と事故後の原発を巡る物語を聞き、脱原発への思いを新たにしました。

＊当日、NHK が取材をしていました。教育テレビで日曜の朝 5 時から放送している「こころの時代」という番組で、11 月 4 日に中村敦夫さん特集を放送予定とのことです。

□――――――――――――――――――――――――――――

【悔しいですが】大飯 3,4 控訴審：住民側は上告しないと決め敗訴確定　「差し止め」決定した福井地裁元裁判長の思いは？

――――――――――――――――――――――――――――■

福井から原発を止める裁判の会が取り組んできた大飯原発 3、4 号機運転差止訴訟の控訴審は住民側の敗訴となりました。住民側は上告しない方針を明らかにし、敗訴が確定しました。

４年前に１審の福井地裁が「地震の想定が楽観的だ」などとして関西電力に運転しないよう命じる判決を言い渡したのに対し、２審の名古屋高等裁判所金沢支部は７月４日、「原発の危険性は社会通念上、無視できる程度にまで管理されている」などとして１審の判決を取り消し、住民の訴えを退けました。

これに対して住民側は、7 月 17 日、最高裁に上告しない方針を明らかにしました。理由について、原告団の中嶌哲演代表は「原発訴訟で最高裁には何も期待できない。不信任と抗議の意志を込めて上告しないことを決めた」と述べました。
詳しくは、福井から原発を止める裁判の会ホームページをご覧ください。

1 審で裁判長を務めた樋口英明さんは新聞のインタビューで、樋口さんが 1 審で指摘した点を控訴審判決は何も反論していない、『新規制基準に従っているから心配ない』というもので、不安が募るとおっしゃっています。
2018 年 8 月 4 日　朝日新聞朝刊
2018 年 8 月 8 日　中日新聞朝刊、東京新聞夕刊

さらに、福井弁護士会が 9 月 18 日、この控訴審判決に対し「適切な審理をしておらず不当」とする会長声明（前波裕司会長）を発表しました。名古屋高裁金沢支部が「原告住民側が求めた多数の科学者証人の尋問を採用しなかった」「新規制基準や安全審査の結果の合理性を安易に肯定した」として、「審理を真摯（しんし）に行ったのか極めて疑問が残る」と述べました。そして、関西電力と国に対しては、「判決が大飯原発の安全性を認めたと安易に考えることなく、安全審査を抜本的に見直し、確実な安全性が確保されない限り稼働しないよう強く求め」ています。（声明は福井弁護士会ホームページに掲載。）

□――――――――――――――――――――――――――――

【不当決定】伊方 3 差し止め仮処分の異議審で広島高裁が期限 5 日前に運転を認める決定

――――――――――――――――――――――――――――■

昨年 12 月、広島高裁（野々上友之裁判長＝当時）は、阿蘇で過去最大規模の破局的噴火が起きた場合

の四国電力のリスク評価が過小などとして、今年 9 月 30 日までの期限付きで伊方 3 号機の運転差し止める仮処分命令を決定しました。これに対して四国電力は異議を申し立てていました。9 月 25 日、同じ広島高裁（三木昌之裁判長）は、期限の 5 日前に四国電力の申し立てを認める決定を下しました。

広島高裁のロジックは驚くべきものです。阿蘇山の破局的噴火に対する法やインフラが整備されてない、ということは、破局的噴火は「社会通念」上容認されているということ（はあ？！）、これをくつがえすには噴火の可能性を（住民側が）示さなければならない。そんなの無理難題でしょう！一方で、高裁の決定の中で、火山ガイドが噴火の時期や規模の予測が可能とする前提であるのは不合理だと認めているのに。

そもそも仮処分期限の 5 日前に急いで取り消さなくても、四国電力としては別に良かったでしょう。期限が過ぎれば差し止めの効力はなくなるし、四国電力としても期限後の 10 月 1 日に再稼働する準備はできてなかったのですから。「行政におもねり追従する姿勢」と伊方原発差止訴訟弁護団は声明で批判しました。

さらに 9 月 28 日には、大分地裁も伊方原発の運転差止を認めない仮処分決定を出しました。この決定は火山ガイドも合理的とするもので、「権力側に追従しようという姿勢を如実に示すもので、断じて承服できない」と伊方原発運転差止大分裁判弁護団は批判しています。
＊詳しくは「脱原発弁護団全国連絡会」のホームページをご覧ください。

□――――――――――――――――――――――――――――
【東海第 2 に設置変更許可！】
首都圏の老朽原発、東日本地大震を被災した原発としては初めて
――――――――――――――――――――――――――――――■

9 月 26 日、原子力規制委員会が、東海第 2 原発の設置変更許可を出しました。稼動 40 年超原発としては、高浜 1.2、美浜 3 に続く 4 基目、東日本大地震で被災した原発としては初めてです。東海第 2 は、東京から約 110km にあり首都圏唯一の原発で、30km 圏内に全国最多の 96 万人が暮らしています。

規制委員会は今年 7 月、新しい規制基準の審査に事実上、合格したことを示す審査書の案を取りまとめ、パブリックコメントを募集していました。これに対して、「電気ケーブルを燃えにくくする対策が不十分」などの声が 1,184 件寄せられ、これに加え 4,938 名分の署名が提出されました。しかし、規制委員会は 9 月 26 日、「対策は妥当だと確認した」として、新基準に合格したとする審査書を全員一致で可決しました。

他に問題になったのは、日本原電は安全対策費用 1800 億円を確保できるような経理的基礎があるかでした。「デンジャラスくん通信」第 3 号の 4 コマ漫画にあるように、原電は本来積み立てておくべき廃炉費用 1800 億円を使ってしまっている上に、新たに安全対策費用を確保できるとは考えられません。規制委員会は、東京電力と東北電力が資金支援する意向があるという文書をもって、資金が調達できると認めてしまいました。本文書は法的拘束力のない曖昧なものなのに。だいたい東京電力が日本原電を支援できる立場でしょうか！？福島第一の事故処理費用を捻出できず国費を投入してもらっているのに。

東海第 2 は 40 年を超える老朽原発なので、11 月までに工事計画変更と運転延長の 2 つの認可を通さなければなりませんが、書類などに問題がなければ通ると見られます。ただし、周辺の 6 つの自治体の了解が必要なので、地元住民の皆さんには再稼働ストップするために頑張っていただきたいです！

□――――――――――――――――――――――――――――
【お・め・こ・ぼ・し】福島第一のトリチウム汚染水「放出しかない」結論ありきの公聴会は紛糾！
――――――――――――――――――――――――――――――■

8 月 30-31 日、福島第一原発の敷地にたまり続けるトリチウム汚染水の海洋投棄について、初めての公聴会が福島県・東京都で開かれました。取り除くのが難しいトリチウム以外の放射性物質は取り除いてあるという前提で、規制委員会の更田委員長は「放出しかない」と表明していましたが、漁業関係者は「必ず風評被害がおこる」として反対していました。

ところが、トリチウム以外の放射性物質が除去できておらず、環境中に放出する際の基準を超えていたことが報道で発覚、公聴会は全会場で大荒れとなったということです。そして、9 月 28 日に東京電力が明らかにした推定結果は、処理後の水の 8 割以上（75 万 t）でトリチウム以外の放射性物質の濃度が基準を上回っていたというのです。しかも、放射性物質を処理する設備の不具合によって、複数のタンクでは基準の 2 万倍近くと言います。東京電力は今後、海洋投棄する場合、処理設備で処理して基準値以下にすると説明しているそうですが、最初から情報を正確に伝えないなんてとんでもないことです！

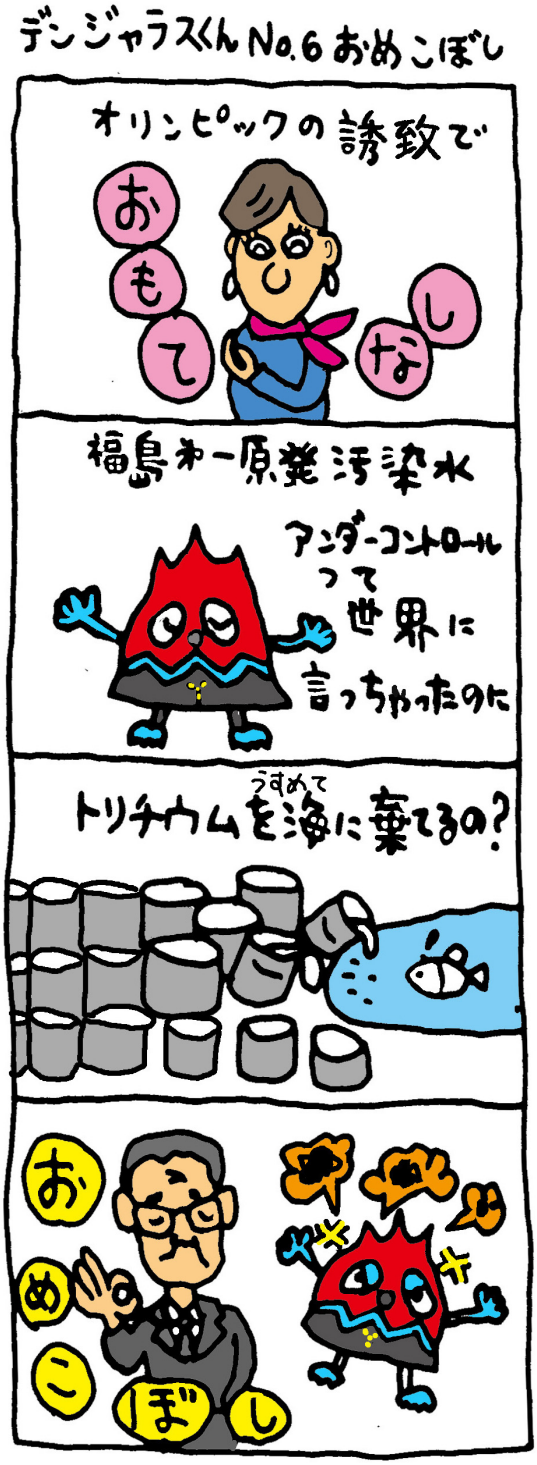

□――――――――――――――――――――――――――――

【ありがとうございます】申し出いただきました
福井新聞切り抜き、地元ボランティア

――――――――――――――――――――――――――――■

この裁判では毎回、北村栄弁護団長が、その期間の新聞記事から原発を取り巻く社会情勢をまとめて陳述していますが、これを支えているのは、市民の会の新聞切り抜きボランティアです。原発地元の福井新聞を担当してくれるボランティアを募集したところ、お申し出いただきました。ありがとうございます。よろしくお願いします！

□――――――――――――――――――――――――――――

【損害賠償訴訟】9/28　原告尋問始まります

――――――――――――――――――――――――――――■

愛知県・岐阜県の原発事故避難者が損害賠償を訴えている裁判は 9 月 28 日より原告尋問が始まりました。

なぜ避難しなければならなかったか、避難によって生活はどのように変わってしまったか、どんな苦しみを感じているかなど、原告自身が自分の言葉で語ります。原告の心が折れないように、傍聴席で見守りましょう

東電や国の代理人からの反対尋問では心ない質問を投げかけられます。９月２８日の尋問では、親戚や友人は避難したか、避難元に帰る時にどのような服装か、帰らないと決めたのはいつか、など、他の人たちは避難していないでしょ、帰る時も普通の服装で被曝も気にしていないのでは？、こちらで住むと決めたら「避難」は終わりましたよね、と印象づけようとする質問がたたみかけられました。中でも、東電の代理人が「子どもさんと海外旅行をしたことはありますか？」と質問し、原告が一度あると答えると、東京―ニューヨーク間で時間あたりにすると０.４～８μSv くらい被曝するがそれはいいのかといった質問をした場面では、静かに聞いていた傍聴席もざわつき失笑が漏れました。原告は、生活と旅行は違うし、時間も違うと毅然と答えましたが、東電は自らの事故で人々に被曝を強要しておきながら、よくそのような質問ができるものだと思いました。

残念ながら傍聴者が少ない状況ですので、開始時刻までに来ていただければ入ることができると見込まれます。法廷は途中入場・退場は自由ですので、ご都合により短い時間でも、午前だけ、午後だけでも傍聴をお願いいたします。

名古屋地裁１号または２号法廷
9 月 28 日（金）
　9:45-12:15　原告２名、13:15-16:45 原告４名
10 月 12 日（金）
　9:45-12:15　原告３名、13:15-16:45 原告２名
10 月 26 日（金）
　9:45-12:15　原告３名、13:15-16:45 原告４名
11 月 16 日（金）
　9:45-12:15　原告３名、13:15-16:45 原告４名
11 月 30 日（金）
　9:45-12:15　原告３名、
　13:15-16:45 黒田教授（専門家証人）（予定）

福島原発事故損害賠償愛知弁護団
http://genpatsu-aichi.org/
原発事故避難者の会・愛知
https://www.facebook.com/hinan.aichi/

□――――――――――――――――――――――――――――

【次回】10/18 新しい裁判官に熱い視線を送ろう！
高浜 1・2 号機第 9 回＋美浜 3 号機第 7 回口頭弁論

――――――――――――――――――――――――――――■

残念ながら、最近傍聴人が減ってきています。7 月 2 日の期日には、ほぼ満席ではありましたが、傍聴券は残念ながら抽選にはなりません。傍聴席をぎっしりにして、新しい裁判官に熱い視線を送りましょう！

ところで最近、一般の人は、裁判所内に入る前に手荷物検査があるので、よろしくお願いします。

2018 年 10 月 18 日（木）@名古屋地裁（第 2 号法廷予定）
12:30 ごろからミニ集会@名古屋地裁南
および傍聴券の抽選@地裁北玄関
（＊これより早めに列に並んでください）
13:30 高浜 1.2 号第 9 回口頭弁論（約 1 時間弱）
（＊傍聴券の抽選に漏れた方へは、北隣の弁護士会館 3F 会議室で待機企画をご用意しています。）
14:30 ごろ 傍聴券の抽選@地裁北玄関
（＊これより早めに列に並んでください）
15:30 美浜 3 号第 7 回口頭弁論（約 1 時間弱）
（＊傍聴券の抽選に漏れた方へは北隣の弁護士会館 3F 会議室で待機企画をご用意しています。）
16:45 ごろから記者会見＋報告集会（弁護団からの解説あり）
@KKR ホテル 4F「菊の間」いつもの会場と違います。お間違いなく！

【その次は、2019 年 1 月 16 日(水)】
13:30 から高浜 1.2 号第 10 回口頭弁論
15:30 から美浜 3 号第 8 回口頭弁論

【デンジャラスくん通信　発行責任】
★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22
三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内
TEL：080-9495-9414
E-mail：tool d40citizens@gmail.com
HP：http://tool d-40-takahama.com/people/
Facebook page：https://goo.gl/H6j31H
Twitter：https://twitter.com/tool d40nagoya
Instagram:
https://www.instagram.com/tool d40nagoya/

TOOLD40 @ NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

□――――――――――――――――――――――――――――

【お願い】新年度の会費納入をお願いします

――――――――――――――――――――――――――――■

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。

2018 年度も引き続きご支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

会費納入済みの方は郵送宛名ラベルに「会費：2017 年度★　2018 年度★」と印字されています。

【ゆうちょ銀行】
口座番号：００８１０-０-１５３７４８
口座名義　：40 年廃炉訴訟市民の会
（ ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）
【他銀行から】
金融機関コード：９９００（ゆうちょ銀行）
店番号：０８９
当座預金
店名：〇八九 店（ゼロハチキユウ店）
口座番号：０１５３７４８
※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。

□――――――――――――――――――――――――――――

【販売中！】デンジャラスくんＴシャツ

――――――――――――――――――――――――――――■

大好評で完売した TOOLD40 のＴシャツに続き、第 2 弾としてデンジャラスくんのＴシャツを作りました。背中にプリントされたデンジャラスくんの後押しでがんばっていこう！との思いを込めています。

1 枚 1500 円です。フリーサイズなので、女性は普段のサイズより小さめのサイズがいいと思います。

10 月 18 日の口頭弁論の後の報告集会で販売します。残念ながらグレーはすでに完売、残りの色とサイズは、

・水色　S-5 着、M-5 着、L-2 着
・チャコール（濃灰色）　S-1 着、M-6 着
・白　S-1 着、M-4 着、L-1 着